

「子ども日本語学習サポーター」派遣について

令和2年4月
一般財団法人岡山県国際交流協会

【子ども日本語学習サポーターの派遣について】

日本語指導が必要な外国人児童・生徒にとって母語ではない言葉で学校生活を送り、教育を受けることは簡単なことではなく、就学できない場合や、就学しても日本語の習得が十分でない為に学校生活に馴染めない、授業についていけない、さらには不登校となる等の問題が発生しており、日本語能力が十分でない児童・生徒への支援は課題となっています。

岡山県においても、少人数の外国人が各地域に散在する傾向にあり、岡山県や各市町村における児童・生徒への日本語学習等の支援体制は必ずしも確立しているとは言えません。

そこで一般財団法人岡山県国際交流協会(以下「協会」という。)では、平成20年度より、児童・生徒へ日本語学習支援をする人材を養成するための講座を開催し、講座を修了又は、平成27年度より開催の子ども日本語学習サポーター研修会を修了して、当協会の「子ども日本語学習サポーター」(以下、「サポーター」という。)として登録してくださった方をボランティアとして学校現場等に派遣し、日本語能力が十分でない児童・生徒へ日本語学習支援をする事業を実施しています。

1. 実施期間

受付期間:令和2年4月～令和3年1月9日(土)の月曜日～土曜日、9:00～17:00の間
(但し、12月29日(土)～1月3日(日)を除く。)

派遣期間:令和2年4月6日(月)～令和3年2月26日(金)

2. サポート対象者

日本語能力が十分でない児童・生徒

3. 申請者

県内の小・中学校及び市町村教育委員会等

4. サポートの内容

- ・小・中学校における放課後の日本語指導
- ・小・中学校における放課後の教科学習補助
- ・地域の公民館等での日本語指導
- ・その他、協会が依頼する児童・生徒への日本語指導に関すること

なお、具体的なサポート活動内容は協会、申請者、サポーター、児童・生徒及びその保護者等で協議し決定します。

5. 派遣回数

原則として、一申請当たり10回を上限とします。ただし、申請者が「子ども日本語学習サポーター派遣延長申請書」を協会に提出し、協会の判断により必要性が高いと認められた場合は、さらに10回を上限

として派遣期間の延長を行うことがあります。

6. 申請方法

「子ども日本語学習サポーター派遣申請書」に必要事項を記入の上、郵送または持参する。

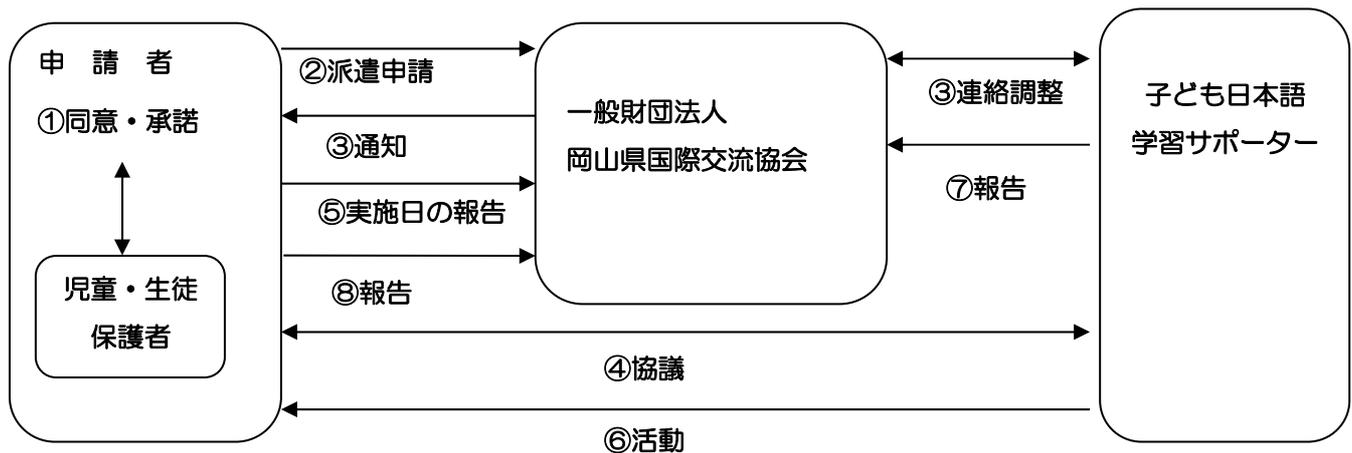
提出先:

一般財団法人岡山県国際交流協会 企画情報課 (担当 藤村)
〒700-0026 岡山市北区奉還町 2-2-1
TEL: 086-256-2914 FAX: 086-256-2489 E-mail: info@opief.or.jp
対応時間: 月曜～土曜 9時～17時(年末年始を除く)

7. 派遣の流れ

- ①申請者は、児童・生徒及びその保護者にサポーターを付することに同意を得る。
- ②申請者は、協会に「子ども日本語学習サポーター派遣申請書」を提出する。
- ③協会は、派遣するサポーターの調整を行い、その結果を申請者に通知する。(派遣できない場合は、その旨を通知する。)
- ④申請者、サポーター、児童・生徒及びその保護者等は、活動日程、活動内容等について協議を行う。(協議は原則として派遣先にて直接面会のうえ行うこととする。)
- ⑤申請者は、所定の様式により協会に活動日程を報告する。
- ⑥学校又は地域にて子ども日本語学習支援活動を行う。(活動日時の変更があれば、申請者又はサポーターは、電話、ファックス又はメール等によりその都度協会に連絡する。)
- ⑦申請者及びサポーターは、それぞれ所定の様式によりサポート活動の状況等を協会に報告する。

【派遣フローチャート】



8. 派遣に係る費用等

活動に係る以下の費用を支払います。

- ・活動協力金: 1回の活動(3時間まで)につき 3,341円(税込)
- ・交通費: 公共交通機関を利用した場合は実費額
自家用車を利用した場合は、原則として次の区分による。

片道 10km 未満	300 円
10～15km	450 円
15～20km	600 円
以降、5km 毎に	150 円加算

【その他】

- (1)派遣先までの移動に公共交通機関を利用する場合に限り、協会がサポーターに事前協議に係る交通費を支給します。
- (2)サポーターが派遣先に到着後に活動できなくなった場合は、協会がサポーターに交通費を支給します。

9. その他留意事項等について

- (1)活動条件等により、サポーターを派遣できない場合があります。
- (2)サポーターの住所、電話番号、メールアドレス、SNS 等の個人情報を児童・生徒及びその保護者に知らせないでください。
- (3)サポーターの 1 回当たりの活動時間は 3 時間までとします。週 1~2 回程度を目安としてください。
- (4)活動予定日時の変更を希望する場合は、サポーターと直接交渉のうえ代替日時を決定して構いませんが、決定後速やかに電話、ファックス、メール等により協会に報告してください。
- (5)派遣申請内容の変更を希望する場合は、事前に協会と協議が必要です。
- (6)活動終了後 10 日以内に、協会に「活動終了報告書」及び「進捗状況連絡表」を提出してください。